

衛生管理者免許試験 公表問題

関係法令（有害業務）

- ① 安全衛生管理体制
- ② 作業主任者
- ③ 譲渡等の制限等
- ④ 定期自主検査
- ⑤ 製造の禁止と許可
- ⑥ 表示等・文書の交付等・有害性の調査
- ⑦ 安全衛生教育（特別教育）
- ⑧ 作業環境測定
- ⑨ 特殊健康診断項目と法規制
- ⑩ 健康管理手帳
- ⑪ 労働安全衛生規則の衛生基準
- ⑫ 有機溶剤中毒予防規則
- ⑬ 特定化学物質障害予防規則
- ⑭ 電離放射線障害防止規則
- ⑮ 酸素欠乏症等防止規則
- ⑯ 粉じん障害防止規則
- ⑰ 石綿障害予防規則
- ⑱ じん肺法
- ⑲ 報告
- ⑳ 労働基準法（時間延長制限業務）
- ㉑ 労働基準法（年少者・女性の就業制限）

【令和6年4月】

【問 6】 有害物質等に係る作業とこれを規制している労働衛生関係規則との組合せとして、正しいものは次のうちどれか。

- (1) ホルムアルデヒドを取り扱う作業・・・・・・・・・・有機溶剤中毒予防規則
- (2) レーザー光線による金属の加工の作業・・・・・・・・・・電離放射線障害防止規則
- (3) ドライアイスを使用して冷凍を行う冷凍庫の内部における作業・・酸素欠乏症等防止規則
- (4) 窒素を入れたことのある化学設備のタンク内を点検する作業・・高気圧作業安全衛生規則
- (5) 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの作業・・・・・・・・粉じん障害防止規則

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：「有機溶剤中毒予防規則」⇒「特定化学物質障害防止規則」。
- (2) 誤り：レーザー光線に係る作業は「電離放射線障害防止規則」が適用されない
- (3) 正しい：ドライアイスを使用して冷凍を行う冷凍庫の内部における作業は、酸素欠乏危険作業に該当するため、酸素欠乏症等防止規則が適用される。安衛令別表第6⑩
- (4) 誤り：「高気圧作業安全衛生規則」⇒「酸素欠乏症等防止規則」
- (5) 誤り：「粉じん障害防止規則」⇒「鉛中毒防止規則」

解答 (3)

【令和 4 年 4 月】

【問 9】 有害業務とそれに常時従事する労働者に対して特別の項目について行う健康診断の項目の一部との組合せとして、法令上、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 有機溶剤業務……………尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査
- (2) 放射線業務……………尿中の潜血の有無の検査
- (3) 鉛業務……………尿中のマンデル酸の量の検査
- (4) 石綿等を取り扱う業務……………尿中又は血液中の石綿の量の検査
- (5) 潜水業務……………四肢の運動機能の検査

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査は、鉛業務の従事者に対し実施する項目である。鉛則第 53 条（健康診断）第 1 項⑥
- (2) 誤り：放射線業務の従事者の場合は、血液中の赤血球数、白血球数の検査などである。尿中の潜血の有無の検査は、一般健康診断の尿検査に含まれる。電離則第 56 条（健康診断）第 1 項。
- (3) 誤り：尿中のマンデル酸は、スチレン（特定化学物質）の主要な代謝物である。スチレンを体内に入ると、尿から多量に排出される。特化則第 39 条（健康診断）第 1 項
- (4) 誤り：石綿は肺などに取り込まれるため、胸部エックス線直接撮影による検査等を行う。石綿則第 40 条（健康診断）第 1 項。
- (5) **正しい**：高圧則第 38 条（健康診断）第 1 項③。

解答 (5)

【平成 30 年 10 月】

【問 3】 有害業務とそれに従事する労働者に対して特別の項目について行う健康診断の項目の一部との組合せとして、法令上、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 高圧室内業務・・・・・・・・尿中のウロビリノーゲンの検査
- (2) 有機溶剤業務・・・・・・・・赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- (3) 放射線業務・・・・・・・・尿中の潜血の有無の検査
- (4) 潜水業務・・・・・・・・血液中の尿酸の量の検査
- (5) 鉛業務・・・・・・・・尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

▶▶解説◀◀

- (1) 誤り：尿中ウロビリノーゲンは尿検査の項目の1つで、肝機能障害で高値を示すことがある。高圧室内業務又は潜水業務の健康診断の項目ではない。高圧則第 38 条（健康診断）。
- (2) 誤り：赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査は、鉛健康診断において医師が必要と認めた場合に行う検査項目の1つ。鉛則第 53 条（健康診断）第 1 項、第 3 項③。
- (3) 誤り：尿中の潜血の有無の検査は尿検査の項目の1つで、腎機能の障害で高値を示すことがある。放射線業務の健康診断項目ではない。電離則第 56 条（健康診断）。
- (4) 誤り：血液中の尿酸の量の検査は海外派遣労働者の健康診断で、医師が必要と認める場合に行われる検査項目の1つ。高圧室内業務又は潜水業務の健康診断の項目ではない。高圧則第 38 条（健康診断）。
- (5) 正しい：鉛作業者の特殊健康診断項目には血中の鉛の量の検査とともに、尿中のデルタアミノレブリン酸の量を測定しなければならない。鉛則第 53 条（健康診断）第 1 項⑤。

解答 (5)